

平成19年（2007年）紀北町3月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成19年3月7日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年3月7日（水）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教育委員長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	教 育 課 長	奥野昇眞
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

16番 東 澄代	17番 松永征也
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9 時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しております。

議長

議会が成立いたしましたので、これより平成19年3月紀北町議会定例会を開会いたします。
会期日程並びに議事日程等につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会におきましては、行政放送番組収録のためのZTV及び企画課職員によるテレビ撮影等を許可することにいたします。

議長

それでは会期日程並びに議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(会期日程・議事日程朗読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

16番 東 澄代君

17番 松永征也君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 17 日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 3 月 23 日までの 17 日間に決定いたしました。

日程第 3

議長

次に日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 3 月 1 日に議会運営委員会が開催され、今期定例会に係る会期及び運営等について協議をいただき、すでに配布済みのおり確認をいたしておりますので、ご報告申し上げます。

まず、今期定例会に提出され受理した案件は、議員提出の発議案が 3 件、長提出の議案については諮問第 1 号から議案第 50 号までの 46 件であります。合計 49 件となっておりますので、ご了承ください。

次に、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査について、監査委員より結果報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合に関してありますが、平成 19 年 3 月 31 日をもって尾鷲地区広域行政

事務組合が解散し、その業務については4月1日から紀北広域連合に継承されることから、尾鷲地区広域行政事務組合議会が消滅することになります。2つの組合議会が1つになることから議会運営委員会において協議をいただいた結果、4月1日以降については、現在、就任されております紀北広域連合議員がそのまま就任することで確認がなされましたので報告するとともに、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各組合議会の日程であります。3月26日月曜日の午前中は荷坂やすらぎ苑組合議会、午後は東紀州農業共済事務組合議会が開催されます。3月27日火曜日は三重紀北消防組合議会と尾鷲地区広域行政事務組合議会が開催されます。3月29日木曜日は紀北広域連合議会が開催されます。3月30日金曜日は紀北町開発公社の理事会の開催となっております。ご多忙な折りとは存じますがご参集賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、奥山町長はじめ、喜多教育委員長、佐野監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告をいたします。

次に、小・中学校の卒業式及び幼稚園の卒園式についてであります。中学校については3月9日、小学校については3月20日に卒業式が行われます。会期中の日程についてはそれぞれ休会としておりますが、3月22日の引本幼稚園と船津幼稚園の卒園式、3月23日の紀伊長島幼稚園の卒園式については、日程の都合で本会議となっております。各幼稚園には議長名でお詫びの文書をだし、私から連絡をするということにいたしました。議員の皆様方におかれましては、何とぞ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

次に、一般質問の通告書についてであります。提出期限は明日、第2日目の午後2時までの受け付けといたします。題名、質問の要旨、答弁者などについては明確に記入くださるようお願いいたします。なお、資料の提出を求める場合は、必ず記載しておいてください。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

議長

次に日程第4 行政報告につき町長から申し出がありましたので、許可することといたし

ます。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、2点ほど行政報告させていただきます。

まず、十須簡易水道の水の濁りについてであります。昨年1月から同水源井戸が濁り、十須地区の皆様にご迷惑をおかけしているところでありますが、現在、施工中のろ過機の設置工事はようやく3月16日に完成いたします。その後、完成検査及び水質検査を実施し、安全を確認いたしまして、4月1日から給水区域の皆様へ、安全な水を供給できる運びとなります。

今後とも、安全で安心して飲んでいただける水道水を供給できるよう、努力してまいります。

次に、小規模作業所「瑠璃ヶ浜」の移転改修についてであります。 「瑠璃ヶ浜」につきましては、平成16年4月より尾鷲地区広域行政事務組合に移管され、運営されているところであります。

施設につきましては、老朽化が進んでおりまして、地震や地震に伴う津波などによる災害の心配もあり、また、保護者会からの強い要望もありまして、安全な場所への移転を検討してまいったところであります。

この度、移転先といたしまして紀伊長島区の旧紀北信用金庫駅前支店を借用することが決まり、三重県の障害者小規模作業所施設整備費補助金を活用いたしまして、4月移転に向け改修を進めているところでありますので、ご報告申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終わります。

議長

ここで10分間の休憩といたします。

(午前 9時 50分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 00分)

日程第5

議長

お諮りします。

日程第5 平成19年度における町政の一般説明を行います。

それでは町長よりの説明を許可することにいたします。

奥山町長

奥山始郎町長

今議会におきまして、予算並びに諸議案をご審議いただくにあたり、私の町政に対する所信の一端を申し述べ、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、政府の見通しによりますと、国内の景気は、消費に弱さがみられるものの、回復を続け、物価安定の下での自律的・持続的な経済成長が見込まれており、明るい展望が開ける状況との観測をしております。しかしながら、地方におきましては依然として都市部とは違い景気回復が遅れております。このような状況の下、我が国の財政状況は国と地方を併せた長期債務残高が、平成18年度末で 800兆円を超える見込みとなっており、未曾有の財政赤字となっております。このため、政府におきましては、財政健全化に向けて、歳入・歳出一体改革に正面から取り組んでおり、平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現すべく努力がなされております。

本町におきましても行政の無駄を省き、厳しい財政状況に対処するため行財政改革を推進しておりまして、昨年6月に紀北町行財政改革大綱を策定いたしました。目標といたしましては、「住民満足度の向上と分権型社会に向けた住民参加と協働による行財政運営の推進」であります。この目標に沿いまして、アクションプログラムを策定し、行財政改革を進めてまいります。

この行財政改革の一環といたしまして、行政組織として機能の効率化を図り、経費の削減を目指すために組織、機構の見直しをいたします。見直しのポイントといたしましては、海山総合支所を本庁に統合し、機能の充実を図ります。紀伊長島総合支所の機能は、これまでと変わりませんが、「課」を「室」に改めます。また、人件費におきましては、職員数の削減や退職者の不補充、特別職及び一般職の給料・職員手当等の削減により前年比6%の減となる約1億1,300万円の削減をいたしました。地方債におきましては、対標準財政規模では県下で最も悪い状況でありましたが、これを低減するため、普通交付税で措置されない地方債の繰上げ償還や新規借入額の抑制によりまして、地方債残高は、平成19年度末では平成17年度末の約146億400万円に比べ、9.1%減の約132億7,800万円となる見込みであります。このように、先に申しあげました行財政改革を着実に実行することにより、財政の健全化を進めてまいります。

町行政にとりまして重要な課題は、防災、福祉をはじめとして、多種、多岐にわたり、数多くあります。事業の採択におきましては、真剣に議論したうえで「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」の選択と予算の集中投資を行う時代となってきておりまして、町の身の丈にあった行政サービスを念頭において施策の展開を考えていく必要があります。

本町では、施策を実施していく指針としまして、紀北町第1次総合計画を本議会に提案させていただき運びとなっております。この計画は、多くの行政課題に対応するとともに、魅力ある紀北町を築き、新たな飛躍を目指すため必要な諸施策の体系を定めようとするものであり、今後、10年間の行政の指針となり、さらに、国、県、広域行政圏などの地域計画を策定するにあたり、町として求めていく方向を示すものであります。

この体系に基づき、予算を措置しました平成19年度の重点的な施策について申し上げます。

1つ目といたしまして「自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」であります。

まず、生活安全の確保であります。地震の専門家によれば、東海地震、東南海地震、南海地震が高い確率で発生するといわれており、3つの地震が同時に発生する可能性も指摘されています。

このような大地震が発生しますと太平洋沿岸地域では、津波が襲来し、壊滅的な被害を受けることが確実視されており、被害を全くなくすることは、不可能と考えられていますが、これらの被害を少しでも軽減することは可能でありまして、行政の最も重要な施策の一つであります。

去る、2月6日に成立しました国の平成18年度補正予算により、合併した市町村に交付される市町村合併推進体制整備費補助金が約1千億円増額され、このうち紀北町に2億円が配分されることとなりました。

このため、平成18年度の補正予算におきまして、国の指針のもと防災対策事業費等に重点的に配分することといたしました。特に学校や文教施設の耐震対策は、児童・生徒の生命を守るために是非必要でありますので耐震調査をおこないます。また、災害時に災害対策本部となる役場本庁舎、紀伊長島総合支所庁舎及び海山消防署車庫の耐震補強工事、並びに地域の防災拠点となり避難所となる下地集会所、鯨集会所の建替え事業であります。そして、旧町で製作した防災マップを統合した新たな紀北町防災マップを作成しまして全戸に配布いたします。また、消防機器の整備としまして、屋外消防用ホース格納庫を291個購入し、消火栓の設置された箇所すべてに配置いたしまして初期消火の強化に努めます。

なお、これらの事業につきましては、平成19年度に繰越しまして執行いたしますので所要の手続きにつきましては、平成18年度補正予算において措置させていただきます。

また、当初予算におきましては、中の島避難階段設置工事、そして白浦地区避難路整備工事などを併せて行うこととしております。

平成16年9月に発生した災害に伴う町の災害復旧工事につきましては、平成19年度に完了する見込みであります。また、県におきましては激特事業等として国から補助を受け、赤羽川、船津川で河川改修工事を引き続きおこなっています。

次に、消防・救急体制の整備についてであります。

住民の生命、財産を守るため、火災に対する予防と消防機器の整備に努め、消防体制の強化を図ります。救急業務は年々増加しておりまして、傷病者の救命率の向上が急務であります。このため救急隊員がより高度な技術の習得に努め、医療機関との密接な協力体制を構築する必要があります。また、矢口浦地区の防火水槽設置工事、消防団資材搬送車・小型動力ポンプ車購入などを行い消防力の強化に努めます。

次に生活環境の整備であります。

本町は、美しい自然環境に恵まれ、これがかけがえのない財産となっています。その環境

保護には、天然資源の大量消費と大量廃棄を抑制し、資源のリサイクルを行い、廃棄量を少なくするとともに資源として循環利用する循環型社会を構築することが大事であります。そのうえ、人間一人ひとりが地球環境を保全するという意識が大切であります。

環境施策としましては、リサイクルセンター施設管理事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、不燃物処理施設管理事業、し尿処理事業などを実施し廃棄物の適正処理とリサイクルに努めます。これらのことに加え、環境保全のため水質検査や大気測定及び廃棄物の不法投棄の監視などを行ってまいります。

次に交通・通信体系の整備といたしまして、近畿自動車道紀勢線の建設促進があります。

平成20年度には、紀勢インターチェンジまで延長される見込みで、紀勢インターチェンジから紀北町、尾鷲市、熊野市へと続く道路は、平成25年の伊勢神宮式年遷宮に合わせて概ね完成すると聞いております。

近畿自動車道紀勢線が開通しますと、都市部との距離が一段と近くなり、通勤をはじめ、買い物や医療など日常生活圏が拡大し、その利便性、経済性、交流人口の増加など、良好な効果を期待することができますが、一方ではストロー現象による影響も考えられることから、この地域が通過地点とならないような魅力ある町づくりを推進することが必要となります。

また、この地域は日本有数の多雨地域で、国道42号は毎年のように降雨・災害などによる通行止めが発生しており、近い将来に「東海・東南海・南海地震」の発生も想定されております。災害、異常気象などにより、国道42号が寸断されますと、この地域は陸の孤島となり、緊急医療や高度医療が受けられなくなる恐れがあります。このような状況にならないよう、災害に強い高速道路の整備は、安全・安心のまちづくりのため是非必要であると考えております。

このため、本町では高速道路関連事業としまして、国からの受託事業により三浦地区の町道京戸線、道瀬地区の町道真谷線、船津地区の林道川向線の道路整備事業費を予算計上いたしました。

皆様方のお力添えと関係機関のご協力をいただきまして、近畿自動車道紀勢線の早期完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

続きまして町道の整備であります。継続事業の町道渡利引本線道路舗装事業は、平成19年度で、紀伊長島区の赤羽川左岸の町道永長線の踏み切り改良事業は、平成20年度での完成を目指しております。

また、通信体系の整備といたしまして合併後の懸案事項の一つであります電話市外局番の

統一について関係機関との調整をしており、できるだけ早い時期に統一していきたいと考えております。

2つ目といたしましては、「互いに支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

本町では、健康教育・相談・健診・訪問指導を行い、住民の健康増進に努めておりますが、他の地域に比べ、糖尿病、高血圧などの生活習慣病が多くみられます。このような病気を予防し、住民の皆様が健康で長生きし、快適に暮らせる社会を築くことは、町の責務であることから、地域保健施策といたしましては、ヘルスアップ事業とフォロー事業を継続するとともに高齢者の骨折事故を防ぐための転倒予防・認知症予防教室、インフルエンザなどの予防接種事業、生活習慣病対策の成人健診事業、健康ウォーキングなどを実施してまいります。

全国的に少子高齢化が進んでおりますが、本町におきましては65歳以上の高齢化率は32.8%となっており、町民3人に1人が高齢者という超高齢社会となっております。このことに伴い、要介護者も増加しており、深刻な問題も生じております。高齢者にとりましては、住みなれた土地で安心して生きがいをもって健康に生活できることが一番の望みであると考えております。このためには高血圧、糖尿病などの生活習慣病を予防し健康寿命を伸ばすことが重要であり、健康で地域で住み続けるためには、「地域の人は地域で支える」という理念の基で自立支援体制を構築する必要があります。

高齢者福祉施策といたしましては、本年2月に設立された三重県後期高齢者医療広域連合運営費があります。この広域連合は、75歳以上の後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行い、保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としております。このほかにも寝たきり老人等福祉保健手当の支給、一人暮らしの高齢者の緊急事態に対応するための緊急通報装置の設置、配食サービスなどを行ってまいります。

また、出生率が低下し、少子化が進んでおります。要因といたしましては、未婚化や晩婚化のほか、若い人の経済的不安定などが考えられます。このため、子育てをしやすい環境の整備を図り、次代を担う児童の健全育成と自立を積極的に支援していく必要があります。

児童福祉施策といたしましては、志子奥で児童公園遊具設置助成事業を行い、保育所運営対策では、私立保育所保育対策事業、児童保育事業を実施いたします。また、不妊に悩み、特定不妊治療以外の方法では、妊娠の見込みがない方を対象に治療に要する費用の一部を補助いたします。

これまで障害のある人は、障害の種別に応じて身体障害、知的障害、精神障害に分けられ、

障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容が決められていましたが、平成18年度から障害者自立支援法が施行され、福祉サービスを利用するための仕組みが一元化されることとなりました。この法律の施行に伴いサービス利用者も所得に応じた負担をし、国と地方も費用の負担を行い必要なサービスを充実していくことになりました。

障害者福祉施策といたしましては、医療費の助成、および「ひのきの会」運営事業への補助、そして障害者自立支援法に基づき障害者地域生活支援事業、障害者介護・訓練等給付事業等を行ってまいります。

3つ目といたしましては、「地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり」であります。

本町は、農林水産業を中心に発展してきましたが、近年、農林水産業は、新規就労者が少なくなくなり従事者の高齢化が進んでおります。

特に、本町の農業は経営基盤が極めて弱く、ほとんどの農家は兼業農家であり、農業者の減少により耕作放棄地は増加し、環境面でも悪影響を及ぼしております。しかしながら、農地は食料生産だけではなく、生態系の保全、景観や心の安らぎといった公益的機能を合わせて持っていることから、これを保全し、利用促進を図る必要があります。また、一方では、国民の食を担う重要な産業でありますので、新たな経営感覚に優れた意欲ある担い手を育成する必要があります。

農業振興施策としましては、県営事業である中山間地域総合整備事業を促進してまいります。この事業では都市住民と農村の地域間交流や定住条件の整備などを積極的に進め、あわせて農村生活環境整備や生産基盤整備を推進してまいります。また、地域資源を十分に活用し、農業を核とした魅力あふれる地域づくりに努めてまいります。

具体的には、農村生活環境整備事業としまして、交流施設基盤整備、生態系保全施設整備、また農業生産基盤整備事業としまして、農道、用排水施設などの整備を図ってまいります。

新規事業の「強い農業づくり事業」では、鶏卵業者の育成を図り、生産力の強化のための施設整備に対する補助を行います。

次に、本町は、古くから林業が盛んな地域であり、高度な育林技術と製材・乾燥技術により「尾鷲ヒノキ」として高い評価を受けています。しかし林業は、価格の安い外国産材に押され、国産材の需要は長く伸び悩みを続け、木材価格は低迷し、非常に厳しい状況にあることから、荒廃した森林が増加しており、災害の危険性などが懸念されています。

一方、森林は多面的機能を有しており、木材を生産するだけではなく、憩いの場、健康づ

くりの場、それに観光資源としても有効であります。また、森林を育てることは二酸化炭素の吸収源として必要であり地球温暖化対策の一つであります。

林業振興施策としましては、引き続き森林整備地域活動支援交付金事業により、適正な森林の管理を促進し森林の有する多面的機能の増進を図ってまいります。また木造住宅新築促進奨励金交付事業により、木造住宅建築を支援し、町内の木材の需要拡大を図ります。

本町の基幹産業である水産業は、全国でも有数の水揚げを誇っていましたが魚価の低迷、水産資源の減少などにより厳しい状況が続いているとともに、漁業従事者の高齢化と施設の老朽化も進んでおります。このため、水産資源の維持増大、漁業従事者の高齢化対策、漁業者の育成及び支援、漁業経営の安定化と漁業所得の向上を進めてまいります。

水産業振興施策といたしましては、漁業担い手対策事業、漁協基盤強化対策資金利子等負担事業、外国人漁業研修生受入対策事業、水産資源増殖事業などを実施し、水産業の振興を図ってまいります。なお、これまで整備を続けてまいりました海野漁港につきましては、平成19年度で完成する予定であります。

本町の商業は、経営者の高齢化と個人店舗の老朽化などにより厳しい状況にありますが、賑わいのあるまちづくりを進めるために、本町商業の中心となっている中小小売業者の意欲的な取り組みを支援していく必要があります。

商工業振興施策としましては、中小企業の指導的役割を果たしている商工会との連携・支援のため、中小企業指導育成事業を継続してまいります。また平成18年度に実施し、大変好評でありました年末港市、渡利かきまつりなどのイベントを積極的に行い、地域製品のPRと販路の拡大に努めます。なお、既存の施設であります「ふれあい広場マンドロ」、「道の駅マンボウ」、「道の駅海山」を活用して地域の活性化を図ってまいります。

次に観光施策であります。本町は、豊かな自然や世界遺産である熊野古道をはじめとした貴重な歴史・文化的な資源に恵まれております。高速道路の開通が間近に迫っていますので、町としては観光客の誘致に期待をしております。観光により地域を活性化させるため農林水産業など観光に関連するあらゆる分野との連携を強化し、活力と魅力ある観光地づくりを推進する必要があります。

観光振興施策としましては、このたびの補正予算に「紀北町観光振興プラン」の策定の費用を予算計上いたしましたので、紀北町としてのしっかりとした観光施策を定めてまいりたいと考えております。当初予算では、古里温泉、森林公園オートキャンプ場、体験型イベント交流施設「けいちゅう」の運営のほか、地域の活性化のため燈籠祭、大白まつり、みやま

古道まつりなどの助成をいたします。

次に、レクリエーション都市の整備は、「人間と自然との調和」、「地域社会との協調」、「秩序ある開発」を基本理念として、公共・民間協力方式により推進してきました。今後も引き続き、熊野灘臨海公園施設整備事業の推進を図ってまいります。また、三重県型デカップリング総合支援事業費補助金を受け、農林水産業の振興を図りつつ、交流人口の増加を図るうえで必要となる施設整備に対する補助を行います。

4つ目といたしましては、「豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり」であります。

今日の教育を巡る社会状況は、情報化、国際化、少子高齢化、環境問題の深刻化等の著しい社会変革のうねりの中にあって、世代間や地域住民の連帯感が薄れ、子どもたちを取り巻く環境はますます厳しくなっています。絶えず変化する社会にあって、生き抜く力を育むため、戦後60年に渡る教育に対する総括と、反省の上に立つ教育改革が求められています。

こうした状況の中、改正されました教育基本法の理念を尊重し、子どもたちの基礎学力の定着化と、生きる力の育成を図るため、学校（園）・家庭・地域社会が十分に連携し、教育に当たることが重要課題であります。「生きる力」を育むことを理念とした現行の学習指導要領も実施以来5年が経過しました。これからの社会人を育成することが重要であることから、各学校・園にはその趣旨に沿って、創意・工夫を生かした教育実践が求められています。豊かな自然と伝統・文化に恵まれた本町の子どもたちが健やかに成長するよう、学習指導要領、県教育委員会の学校教育指導方針や、多様化する住民の生涯学習についてのニーズ、本町の実情に留意しながら、本年度は次のような課題を念頭において、諸施策を進めていきたいと考えております。

学校教育における重要課題は、基礎学力の充実と個性の伸長を図りながら子どもたちが安全で安心して学ぶことができる学校環境を整えることとあります。そのため引き続き学校教育施設の耐震化整備を進めていきたいと思っております。

近く完了する相賀小学校の地震に対する耐力度調査結果と、すでに調査の済んでいる東小学校、紀北中学校、西小学校などの結果を考慮し、改修や改築の検討をしております。そのほかの学校施設も耐震調査の結果をふまえ、地域の防災対策とも関連させつつ整備を進めてまいります。

また、情報化社会に対応する子どもたちの能力の育成を図るため、中学校ではクラス全員に1台ずつ、小学校でも1人に1台のパソコンの配置をします。

さらに、すべての子に行き届いた教育への配慮から、引き続き障害児学級や普通学級に在

籍する介助を必要とする児童生徒のため臨時介助教員を配置いたします。

障害児につきましては、個人の尊厳が重んじられ、障害のある子とない子が区別されることなく同じ社会の一員として、ともに学び、理解しあうことができる教育を進める必要があります。健常者と同じ学級で教育を受けることができるようにという意味でも、臨時介助教員を配置し、障害児教育の充実を期しております。

生涯学習においては、紀北町の新たな文化の発展に努力してまいります。それには紀伊長島区、海山区の垣根を越え、全町民のニーズに応える質の高い講演会、演奏会等優れた芸術や文化に触れる機会をなるべく多く提供することに努めます。

また、各年齢層に応じた各種講座の拡充、新しい社会情勢に応じた学習機会の充実を図ります。

町民の高い知性と文化の向上を図るため、先人から受け継いだ貴重な文化遺産の顕彰に努めます。昨年12月1日から紀伊長島体育館2階に移設した紀伊長島郷土資料館の開館時間と休館日を海山郷土資料館と同様に、午前9時から午後4時30分までと毎週月曜日を休館日とし、より利用しやすい資料館としていきます。

町内で5カ所を数える世界遺産熊野古道については、その価値についての理解を深めるため、町内・町外に対する情報発信や保全と活用に努めます。さらに、薫り高い文化の創造、ふるさとの伝統文化の伝承を願い、各種文化活動を推進します。

生涯スポーツの振興についても、町民の健康づくり、体力づくりを目指し、紀北町らしい各種大会やスポーツ教室の開催など楽しくスポーツに触れ合う機会の提供とその充実に努めます。

5つ目といたしましては、「自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり」であります。

これからの行政は、住民との相互理解の中でそれぞれの役割を分担し、住民の創意とエネルギーにより、協働してまちづくりを推進していくことが重要であり、また、大学、研究機関などとの連携によりまして、地域の活性化を図ることも必要であります。

この3月4日には、「東京芸術大学」、「ものづくり実行委員会」などとの連携によりまして「紀北町アート×クラフトプロジェクト2007」が開催されました。今後も、このように大学などとの連携を積極的に図ってまいりたいと考えております。

次に行財政改革の推進であります。

現在、町財政は非常に厳しい状況であり、こうした状況で個性ある自立した町づくりを進

めていくためには、町行財政の健全化が不可欠であることから、昨年6月に行財政改革大綱を策定いたしました。先ほども申しあげましたが、目標は、「住民満足度の向上と分権型社会に向けた住民参加と協働による行財政運営の推進」であります。計画の期間は、平成22年度までで、基本的な考え方と施策の方向は、6項目あります。「住民参画によるまちづくりの推進」、「事務事業等の見直しによる効果的な行政運営」、「健全な財政運営の確保」、「組織・機構の弾力的見直しと連帯強化」、「公正・公平性の確保」、「職員の意識改革」であります。

このように施策の方向を定めましたが行財政改革は、計画策定、実施、検証、見直しを繰り返し行い常に計画を改定していく必要があります。

平成18年度におきまして、「特別職等給料の見直し」、「定員管理の適正化」、「管理職手当の見直し」、「期末・勤勉手当の役職加算の見直し」などを行いましたが、平成19年度におきましては、アクションプログラムに基づきまして、着実に実行し財政の健全化に努めます。

以上の重要課題のほかにも、町行政にとりまして、なすべき重要課題は数多くありまして、地域協議会からご提言いただいております案件にも十分配慮しながら、行政を推進するにあたり、私はもとより、助役、収入役、教育長及び全職員が一丸となって、対処して参る所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のご協力を心からお願い申し上げまして、私の所信の表明を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長

以上で、町政の一般説明を終わります。

日程第6～日程第8

議長

続きまして議案に入ります。

お諮りします。

日程第6 発議第2号から、日程第8 発議第4号までの3件について、提案趣旨並びに

内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、発議案3件については一括議題とすることに決定しました。

それでは提案者より一括して提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

2番 中村健之君。

2番 中村健之議員

発議案3件について、提案の趣旨説明を行います。

発議第2号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例でありますが、

平成19年3月7日提出

紀北町議会議長 尾 上 壽 一 様

提出者 紀北町議会議員 中 村 健 之

賛成者 同 上 世 古 勝 彦

賛成者 同 上 東 篤 布

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出するもので、提案の理由といたしましては、地方自治法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたものでございまして、主な改正点といたしましては、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任と、議会運営委員及び特別委員の辞任について改正を行うものであります。

3ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

第8項の委員の選任についてであります。現行の条例では、補欠選挙等で新たに当選された場合、本会議が開催されるまでの間、その議員は常任委員に就任することができません。今回の改正により、第1項では直ちに就任できるように、ただし、閉会中においては議長が指名することができることの規定を加えるものであります。

第3項では、委員の所属変更について閉会中において変更できるよう、ただし、閉会中においては議長が変更することができることの規定を加えるものであります。

なお、第4項中、前項を第3項に改め、同項を第5項とし、第3項の次に1項を加え、第4項では第1項及び第3項のただし書きの規定により、閉会中において議長が指名または所属変更をした場合は、記載の条文のとおり次の議会で報告することの規定を加えるものであります。

第13条第2項では、議会運営委員及び特別委員の辞任の許可について、閉会中において許可ができるよう、ただし、閉会中においては議長が許可することができることの規定を加えるとともに、第3項では、閉会中において議長が辞任の許可をした場合、記載の条文のとおり、その旨を次の議会で報告することの規定を加えるものであります。

附則で、この条例は平成19年4月1日から施行するというものであります。

次に発議第3号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則であります、

平成19年3月7日提出

紀北町議会議長 尾 上 壽 一 様

提出者 紀北町議会議員 中 村 健 之

賛成者 同 上 世 古 勝 彦

賛成者 同 上 東 篤 布

会議規則第14条の規定により提出するものでありまして、提案理由は、地方自治法の改正に伴い、本規則の一部を改正する必要性が生じたためであります。

7ページの新旧対照表により説明させていただきます。

第14条の議案の提出にあたっては、これまでは議員だけに提出権が設けられていましたが、今回、委員会で提案を提出できることの規定を加えるものであります。

第3項として、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、委員長が議長に提出しなければならないの1項を加えております。

第39条の規定においては、委員会付託について第14条3項の規定により、委員会の議案を提出する場合には、委員会で協議を行ったうえで議案を提出するものであることから、第2項により前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は委員会に付託しない、ただし、議会の議決で付託することができることの規定を加えるものであります。

それから第1項の次に1項を加えたことにより、第2項を第3項とし、提出者の説明、または次に第1項の字句を加えるものであります。

第73条第2項中、法第119条の2第3項を、法第109条の2第4項に改め、第101条中、傍線の部分であります、第2項を第3項に改め、第111条中、同じく第2項を第3項に改めるものであります。

なお、附則において、この規則は平成19年4月1日から施行するというものであります。

次に発議第4号 紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

平成19年3月7日提出

紀北町議会議長 尾 上 壽 一 様

提出者 紀北町議会議員 中 村 健 之

賛成者 同 上 世 古 勝 彦

賛成者 同 上 東 篤 布

地方自治法第 112条及び会議規則第14条第 2 項の規定により提出するものでありまして、提案理由は、地方自治法の一部改正に伴うものと、町財政の健全化を図るため、費用弁償等の支給について廃止することに伴い、本条例の改正を行うものでありまして、主な改正点としましては、費用弁償についてであります。

現行の条例では、議員が議会の招集、または委員会等の招集に応じ、会議に出席したときは、日当 1,300円が支給されるとなっております。さらに片道 2 km以上の議員に対しては、自宅と役場との往復距離に対し、1 kmにつき37円を乗じた金額が実費弁償として加算することとされておりました、年間約 216万円ほどの予算となっております。

今回、議案の提出にあたっては、厳しい町財政の状況を踏まえ、財政の健全化を図るために、議会自らが費用弁償の廃止についての議案を提出するものであります。

11ページの新旧対照表をご覧ください。

第 5 条については、地方自治法の改正に伴うものでありまして、条文中の助役及び収入役を、及び副町長に改めるものであります。

第 6 条については、先ほど説明させていただきましたように、費用弁償については廃止することとし、第 6 条を削除するものであります。

第 7 条以降については、第 6 条を削除することにより、1 条ずつ繰り上げるものであります。

附則により、この条例は平成19年 4 月 1 日から施行するというものであります。

以上、発議案 3 件についての説明でございます。

何とぞご審議のうえ、可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長

以上で、提案の趣旨並びに内容説明を終わります。

議長

ここで11時まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 47分)

議長

それでは少し休憩時間が延びましたが、ただいまより休憩前に引き続き、会議を行いたいと思います。

(午前 11時 08分)

議長

お諮りいたします。

諮問第1号と第2号につきましては人事案件であるため、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、諮問案件2件については、本会議での審議とすることに決定しました。

お諮りします。

諮問案件2件について、提案理由の説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、諮問案件2件については、一括して議題とすることに決定しました。

それでは提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

本議会定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

本件につきましては、現委員の玉津 弘（たまつ ひろし）氏が、本年6月30日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成13年7月から合併まで旧海山町において人権擁護委員として、また、合併後の紀北町におきましても同委員として、その職責を全うされ、ご尽力いただいております。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく諮問するものであります。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

本件につきましても、人権擁護委員の推薦であります。人権擁護委員定数規程により紀北町の住民基本台帳法による人口では7名となっており、合併後、定数どおりの委員数となっておりましたが、地域の実情により合併前の委員定数を維持することも可能であり、法務局の見解として、紀北町の場合、地域の人権問題に積極的に取り組むことができるとして1名を増員し8名としていただきたいとの依頼があり、この度、海山区馬瀬 715番地2 廣田 諄子（ひろた じゅんこ）氏を推薦いたしたく諮問するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

以上で提案理由の説明を終わります。

それでは議案の質疑、討論、採決に入ります。

日程第9

議長

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終わり、採決いたします。

お諮りします。

諮問第1号については「適任」という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については「適任」という意見を付して答申することに決定しました。

日程第10

議長

次に、日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終わり、採決いたします。

お諮りします。

諮問第2号については「適任」という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、諮問第2号については「適任」という意見を付して答申することに決定しました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのですね、この議事の日程によるんですけど、これ第4で行政報告、第5で町長の一般説明となっておりますよね。そのなかで、この町長の所信表明というのはどこの部分に入るの。追加やったらこれ。

議長

お答えいたします。

町政の一般説明という部分がですね、所信表明にあたるかと考えて、町長が所信表明を行い

ました。

日程第11～日程第54

議長

それではお諮りします。

日程第11 議案第7号から、日程第54 議案第50号までの44件について、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定しました。

それでは提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいま人事案件につきましてはお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

続きまして議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第7号 紀北町第1次総合計画基本構想について

本議案につきましては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、かねてより議員の皆様や町民の方々とともに協議を進めてまいったところではありますが、紀北町第1次総合計画基本構想を別紙のとおり策定いたしましたので、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

であります。辺地に係る公共的施設の整備を図るため、江竜辺地において、別紙のとおり辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定いたしましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 地域自治区の設置に関する協議書に定められた事項を変更する条例

本議案につきましては、機構改革により海山総合支所を本庁に統合すること及び地方自治法の一部改正に伴い事務吏員を職員とすることについて、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町副町長定数条例

であります。地方自治法の一部改正に伴い、市町村に副市町村長を置くこと及びその定数は条例で定めることとなったことから、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町災害援護資金償還事業基金条例

であります。平成16年9月29日の豪雨災害に伴う災害援護資金貸付金の償還が3年間の据え置き期間を終え、平成19年12月から始まります。償還におきましては、町が責任を持って県へ償還することになっておりますが、数年度にわたる償還になりますことから一時的に基金に預け、償還に必要な財源を確保し事業の円滑な推進を図るため、災害援護資金償還基金を設置するにあたり、地方自治法第241条第1項の規定により本条例を制定しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例

議案第13号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例

の2議案につきましては、行政サービスの向上と効率的かつ効果的な行財政運営を行うにあたり、組織機構を簡素化するためには、現行の事務分掌を再編する必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

であります。人事院規則の一部改正に伴い、休憩時間と休息時間を変更する必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 紀北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

であります。地方自治法の一部改正及び所掌事項の変更を行うに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

であります。紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を改正するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する
条例

議案第18号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条
例

の2議案につきましては、地方自治法の一部改正及び町長、助役、収入役、教育長の給料額等を改定するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

であります。一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、扶養手当等を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 紀北町議員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

であります。行財政改革の実行等に伴い、本条例の定義を付け加える等、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 紀北町税条例の一部を改正する条例

であります。地方自治法の一部改正及び個人の町民税、固定資産税の納期前納付に係る報奨金の交付を廃止することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

であります。国民健康保険法施行令及び地方税法の一部改正に伴い、基礎賦課限度額等を変更する必要性が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例

であります。紀北町海岸国有地管理審議会の所管課を総務課から財政課に変更することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 紀北町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例

議案第25号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例

の2議案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例

であります。紀伊長島郷土資料館の移転による住所表記の変更及び海山郷土資料館との業務形態の統一を行うにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

であります。地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 紀北町低開発地域工業開発地区の指定に伴う固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例

本議案につきましては、低開発地域工業開発促進法に基づく制度が平成15年に廃止されてから課税免除期間の3年が経過したことに伴い、本条例を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について

議案第30号 三重紀北消防組合規約の変更に関する協議について

議案第31号 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について

の3議案につきましては、地方自治法の一部改正に伴う会計管理者の設置及び職員の区分の改正等にあたり、紀北広域連合及び三重紀北消防と三重県自治会館の両組合規約の一部を変更することについて構成団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

であります。三重県市町職員退職手当組合を組織する尾鷲地区広域行政事務組合が紀北広域連合に統合されることから、本年3月31日をもって解散されることに伴い、三重県市町職員退職手当組合を脱退することについて構成団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 三車県市町職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

であります。地方自治法の一部改正及び尾鷲地区広域行政事務組合が三重県市町職員退職手当組合から脱退することに伴い、三重県市町職員退職手当組合規約の一部を変更することについて、構成団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

であります。地方自治法の一部改正に伴う会計管理者の設置及び職員の区分の改正等に

あたり、同組合理約の一部を変更することについて構成団体と協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 荷坂やすらぎ苑組合理約の変更に関する協議について

であります。地方自治法の一部改正に伴う会計管理者の設置及び同組合経費の支弁方法を改正することに伴い、同組合理約の一部を変更することについて構成団体と協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議について

であります。地方自治法の一部改正に伴う会計管理者の設置にあたり、同組合理約の一部を変更することについて構成団体と協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者の指定について

本議案につきましては、平成19年4月1日から9月30日までの間、紀北町地域産物展示販売施設であるお魚らんど海山を、海山区船津 863番地1 お魚らんど海山グループ代表 山本 和（やまもと かずし）氏に指定管理者の指定をするにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第38号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

であります。平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間、紀北町森林公園オートキャンプ場を、海山区相賀 480番地 115、特定非営利活動法人ふるさと企画舎 理事長 田上 至（たうえ いたる）氏に指定管理者の指定をするにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第39号 平成18年度一般会計補正予算（第3号）

本議案につきましては、現計予算に歳入歳出それぞれ2億3,603万5,000円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ97億6,454万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第40号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

であります。現計予算に歳入歳出それぞれ939万6,000円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ26億8,776万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第3号）

であります。現計予算に歳入歳出それぞれ7,129万4,000円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ31億5,252万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

であります。現計予算に歳入歳出それぞれ80万円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ1億7,197万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

であります。現計予算に歳入歳出それぞれ587万2,000円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ1億8,080万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 平成18年度水道事業会計補正予算（第3号）

であります。収益的収入では1,621万6,000円減額し総額で3億3,581万2,000円に、収益的支出では2,508万3,000円を減額し総額で3億2,541万9,000円とし、また資本的収入では8,068万8,000円減額し総額で6,556万4,000円に、資本的支出では1,653万2,000円減額し総額で3億1,362万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算

本議案につきましては、平成19年度紀北町一般会計予算総額を前年度比3%減の歳入歳出それぞれ83億2,425万4,000円とするものであり、依然として大変厳しい財政状況につき、緊縮型予算となっております。歳入予算といたしましては、町税が14億7,157万9,000円となり前年と比較して2億2,039万6,000円の増となりましたが、所得譲与税が廃止されるなど、三位一体改革に伴う税源移譲により住民税に転化されたことなどによるものであります。また、町債の借入れや繰入金を抑制するなど、後年度への負担の軽減に取り組んだ結果による減となっております。一方、歳出予算におきましては、民生費で、国民健康保険事業特別会計等への繰出金や、先月に設立されました三重県後期高齢者医療広域連合事業負担金、児童保育事業のほか各種福祉施策に要する経費として、総額20億2,808万2,000円を計上しております。また、農林水産業費では、平成19年度完成予定の海野浦の沖堤防整備費など総額3億8,450万2,000円、土木費では、高速道路整備関連として国からの受託による道路改良など総額6億9,597万2,000円を計上しております。

議案第46号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

であります。保険財政共同安定化事業拠出金や退職被保険者等療養給付費の増により、平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ前年度比15%増となる27億3,698万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 平成19年度紀北町老人保健特別会計予算

であります、平成19年度紀北町老人保健特別会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ31億2,425万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計予算

であります、平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ1億6,169万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

であります、平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ1億6,816万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 平成19年度水道事業会計予算

であります、平成19年度紀北町水道事業会計予算を収益的収入では3億3,907万5,000円、収益的支出では3億3,267万1,000円とし、また、資本的収入では4,961万円、資本的支出では2億4,829万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の諮問と44議案につき提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて各議案の内容説明を求めますが、議事運営を円滑にするため、日程第11 議案第7号から、日程第42 議案第38号までは、担当課によって取りまとめて説明をいたさせますので、日程順にいかないところもありますが、ご了承をいただきたいと思います。

それでは内容説明を求めます。

まず、川合企画課長。

川合誠一企画課長

よろしくお願いたします。

それでは議案第7号でございます。

紀北町第1次総合計画基本構想について

総合的かつ計画的な行政運営を図るため、紀北町第1次総合計画基本構想を別紙のとおり策定する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀北町第1次総合計画の基本構想を策定するにあたり地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により、議会の議決が必要なためでございます。

それでは紀北町第1次総合計画基本構想について、ご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

まず、第1部 序論ですが、3つの章に分かれてございます。第1章が総合計画の策定にあたって、第1節：計画の目的でございます。

この総合計画は、本町が合併して初めての総合計画であり、21世紀に入り地方行政を取り巻く状況が大きく変化してきていることから、合併後の本町においても行財政改革の推進とともに、住民と行政の新たなあり方など長期的視点に立った制度や仕組みの構築が求められています。

このような状況のなか、山積する行政課題に対応するとともに、魅力ある紀北町を築き、新たな飛躍をめざすため、本町のまちづくりを、より発展的かつ計画的に推し進めることを目的として、新町建設計画の内容を尊重し、整合性を保ちつつ、必要な諸施策の体系を定めようとするものでございます。

次に計画の性格と役割でございます。

総合計画は、行政運営の総合的な指針であり、地方自治法第2条第4項によって定められています。

また、この総合計画は、住民、民間事業者、各種公益活動団体、行政などによる協働のまちづくりの共通目標を示すとともに、目標実現に向けた方策を示すものでございます。

次に、計画の構成と期間でございます。

紀北町総合計画は、地方自治法により定めることとされている基本構想及び基本計画から構成されています。

議会の議決をいただく基本構想は、本町の中長期的な発展方向を示すもので、まちづくりの目標となる将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示します。

なお、計画の期間ですが、目標年次は平成19年度から、10年後の平成28年度であります。

次に7ページをご覧ください。

第2章 紀北町の地域特性といたしまして、1節：位置と自然、それから歴史と沿革、人口・世帯の状況がでございます。このなかで総人口の推移を見ますと、本町の総人口は昭和30年以降減少傾向にあります。平成2年から平成12年の10年間は2万人前半台で緩やかに

減少していたものが、平成17年の国勢調査によると1万9,963人となっています。

また、年齢構成の推移を見ると、平成2年を境に老年人口比率が年少人口比率を上回り、平成17年には老年人口比率32.8%、年少人口比率11.8%と急速に少子高齢化が進んできています。

次に、産業の状況として就業人口の推移、それから地域総生産額の推移がございます。それから観光産業の推移。

それでは9ページをご覧ください。

第3章といたしまして、まちづくりを取り巻く背景といたしまして、第1節：人口の予測でございます。国勢調査から推計を行うと、本町の総人口は、平成19年以降も減少を続け、計画の目標年次となっている平成28年には、1万6,432人になると予測されます。

また、年齢3区分別人口比率では、平成19年以降年少人口、生産年齢人口の割合が減少しているのに対し、老年人口の割合は増加していくと予測されます。

次に住民ニーズの状況についてですが、紀北町総合計画策定にあたって、昨年4月から5月にかけて将来のまちづくりに対する住民の意向や、町政への評価を把握するため、紀北町まちづくりアンケート調査を実施いたしました。

以下につきましては、そのアンケート調査結果から読み取れる住民ニーズの状況を整理したものでございます。10ページをご覧ください。

次に社会潮流の動向でございますが、時代が大きく変化する転換期にあつて、本町を取り巻く社会潮流を9つに整理いたしております。

次に11ページ、下のほうをご覧ください。

第4節といたしまして、まちづくりの主な課題でございます。これら本町の地域特性ですとか、住民ニーズの状況、9つの社会潮流の動向などを踏まえ、新たなまちづくりへ向けて発展を図るための主要課題を9つにまとめてございます。少子高齢化、人口減少化への対応、若者を中心とした定住化の促進、安全・安心の確保、観光振興による地域経済の活性化、美しい自然環境の保全、地域循環型商業施策の展開、高速道路を生かしたまちづくりの推進、地域主権社会に即した住民が主役のまちづくり、厳しい地方財政環境に対応した戦略的財政運営と行財政改革の推進でございます。

続きまして15ページをご覧ください。

第2部といたしまして、基本構想でございますが、3つの章に分かれてございます。

第1章 まちづくりの基本方針ですが、まず、まちづくりの基本理念であります。本町の

地域特性や課題などを踏まえ、新しいまちづくりを進めるうえでの基本理念を以下のように掲げ、今後のまちづくりのすべての分野における基調として尊重し、各種施策を展開しようとするもので5つございます。

1つ目が「安全・安心」重視のまちづくり、一人ひとりを大切にするまちづくり、地域資源を生かした創意工夫のまちづくり、資源や歴史・文化を守るまちづくり、住民が主役のまちづくりでございます。

次に紀北町の将来像についてでございます。基本理念に基づき、本町のめざすべき将来像を、「自然の鼓動を聞き、みなが集い、にぎわう、やすらぎのあるまち」といたします。

海・山・川の豊かな自然と共生し、将来にわたり保持するとともに、熊野古道に代表される歴史や文化を伝承し保護するなど、自然や歴史、文化を大切にするまちをめざします。

また、本町の住民が集い、行政との協働で地域の活力を高め、従来地域産業を活性化するとともに、地域資源を活用した観光交流などにより新しい産業を興し、将来にわたってにぎわいのあるまちをめざします。

また、住民一人ひとりが快適な環境のなかで、安全で安心して暮らせるまち、健康で充実した暮らしを生涯送ることができ、ずっと住み続けたいと感じられるやすらぎのあるまちをめざします。

次に人口の将来指標についてでございます。

まちづくりにおいては、都市基盤整備や雇用の創出、教育機会提供などの面で定住人口が計画の基礎的資料となり、まちの成長を示す指標でもあります。しかし、近年、著しい出生率の低下などから、ほとんどの市町村が人口減少に至ると予測されており、本町においても人口減少傾向が続いています。

こうした状況のなかで、今後、若者の定住促進やU J I ターン者への取り組みなどを継続的に行い、定住人口の減少緩和・維持に努めるとともに、交流時代の新たな人口指標の尺度として重要視されている交流人口の増加に向け、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、従来の人口指標となっている定住人口に、新たに交流人口を加えることにより、平成28年度における将来人口の目標を2万3,000人といたします。これは定住人口の減少を1万8,000人におさえるとともに、交流人口、つまり1日当たりの観光等の入り込み客と合わせた人口を2万3,000人とするものでございます。

さらに本計画では、将来像実現のために「まちの活力」の充実を基本方向とし、定住人口

や交流人口といった人口指標に加え、新たに活動人口という考え方を追加いたします。

活動人口とは、まちづくりのために活動する人々のことです。活動人口の増加により、まちの活力は充実していくとともに、定住人口や交流人口の増加への起爆剤になると考えます。

以上のような10年後の将来像を実現するための基本目標として、5つの基本目標を定めています。

1つ目が、自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり、互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり、地域の資源を生かし活力と魅力あふれるまちづくり、豊かな心を育み人と文化が輝くまちづくり、自立をめざし住民と行政がともに歩むまちづくりであります。

次に施策の大綱ですが、これら5つの基本目標を実現するための施策の体系として、次のような施策の大綱を定めております。

まず1つ目の目標である、自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくりを実現するために、1つ目といたしまして生活安全の確保、そのために防災対策の充実、消防・救急体制の充実、交通安全対策の充実、生活安全対策の充実。

生活環境の整備として、環境保全意識の高揚、廃棄物の適正処理の推進、水道の整備、下水道等の整備、衛生対策の充実、住宅対策の推進があります。

3つ目、生活基盤の整備といたしまして、土地利用計画、都市計画の推進、港湾・海岸の整備、河川の整備、治山・治水、砂防、急傾斜地対策の推進があります。

4つ目といたしまして、交通・通信体系の整備として、道路網の整備、公共交通網の整備、情報通信システムの充実。

5つ目といたしまして、自然環境の保全として自然の保全、自然の活用、エネルギー対策の推進でございます。

次に2つ目の目標でございます互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを実現するために、1つ目、健康づくりの推進といたしまして、成人保健対策の推進、母子保健対策の推進、感染症対策の推進、地域医療対策の推進、国民健康保険事業の健全育成。

それから2つ目といたしまして、社会福祉の充実として、地域福祉の推進、高齢者福祉の推進、児童福祉の推進、一人親家庭等の福祉の推進、障害者（児）福祉の推進、低所得者福祉の推進、国民年金、介護保険。

3つ目ですが、人権の尊重として人権施策の推進、男女共同参画の推進。

次に3つ目の基本目標であります地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくりを

実現するために、まず1つ目、産業の振興として農業の振興、林業の振興、水産業の振興、商業の振興、工業の振興、新産業の育成。

2つ目、観光の振興といたしまして、観光産業の推進、レクリエーション都市の整備。

次に4つ目の基本目標である豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくりを実現するために、1つ目、生涯学習の推進といたしまして、学習環境の整備、生涯スポーツの振興。

2つ目、青少年の健全育成の推進として、青少年健全育成の推進がございます。

それから3つ目といたしまして、学校教育の充実として幼児教育の充実、義務教育の充実。

それから4つ目でございますが、地域文化の保護・活用といたしまして、1つ目、文化財の保護、それから文化財の活用、伝統文化の保存・継承がございます。

次に5つ目の基本目標でございます。自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくりを実現するために、1つ目、協働・交流の推進といたしまして、協働によるまちづくりの推進、情報提供の充実、ボランティア活動等の促進、地域間交流の推進、国際交流の推進でございます。

2つ目といたしまして、行財政改革の推進として協働型行政システムの確立、効果・効率的な行財政運営、健全な財政運営、機能的な組織・機構の構築、公正・公平性の確保、職員の意識改革でございます。

27ページをご覧ください。最後に紀北町第1次総合計画の施策体系図を掲げてございます。

以上で、議案第7号についての説明を終わらせていただきます。

川合誠一企画課長

続きますして議案第8号について、ご説明させていただきます。

議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の整備を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

江竜辺地について総合整備計画を策定するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決が必要なためでございます。

29ページをご覧ください。

総合整備計画書がございます。辺地名が三重県北牟婁郡紀北町江竜辺地でございます。辺地の人口が63人、面積が22.2km²でございます。

まず1つ目、辺地の概要でございますが、辺地を構成する町、または字の名称でございます。紀北町紀伊長島区江竜 大野内、下河内でございます。辺地の中心の位置が十須 829番地、辺地の点数は 117点でございます。

2つ目、公共的施設の整備を必要とする理由でございます。本地域は江竜、大野内、下河内の3つの集落からなり、本町最北部に位置し、大台町、大紀町と隣接しているが、連絡する道路はなく、飲料水については大野内地区で川水を利用している状況にある。農地は僅少であり、生産性を高める必要があるが、山林労務を主とする兼業農家が多い。この地域は広大な森林資源を有しているが、木材の搬出道路が未整備で、経済的なロスが大きいため、林道整備を図る必要がある。また、里山景観を活かした地域活性化の取り組みも行われている。このため、林道整備のほか、整備の遅れている公共的施設の整備を図ろうとするものであるということでございます。

次に3つ目でございますが、公共的施設の整備計画の期間でございますが、平成19年度から平成23年度までの5年間でございます。

内容でございますが、施設名、事業主体名、まず施設名でございます。県単林道事業の林道林ノ谷線改良事業でございます。事業主体は紀北町でございます。事業費が 870万円、特定財源 435万円、一般財源 435万円、この一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額でございますが、430万円でございます。

次に県単林道事業でございますが、林道野又越線改良事業でございます。事業主体が紀北町でございます。事業費が 300万円、特定財源 150万円、一般財源 150万円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が 150万円でございます。

次に生活環境基盤整備事業、林道江竜線開設事業でございます。事業主体が紀北町でございます。事業費が2億円、特定財源1億 3,160万円、一般財源 6,840万円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が 5,640万円でございます。

次に町道下河内大野内線改良事業でございます。事業主体が紀北町でございます。事業費が 5,200万円、一般財源 5,200万円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が 5,200万円、合計でございます。事業費が2億 6,370万円、特定財源が1億 3,745万円、一般財源が1億 2,625万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が1億 1,420万円でございます。

なお、各事業の年度別内訳につきましては、30ページの参考資料のとおりでございます。

どうかご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ここで暫時休憩といたします。

午後1時より会議を開きます。

(午前 11時 58分)

議長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

続きまして谷口総務課長に説明を求めます。

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

よろしく願いいたします。

議案第9号の内容説明をさせていただきます。

議案書の31ページをご覧ください。

議案第9号

地域自治区の設置に関する協議書に定められた事項を変更する条例

地域自治区の設置に関する協議書に定められた事項を変更する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年3月7日提出

提案理由

機構改革及び地方自治法の一部改正に伴い、本条例を制定する必要があるためでございます。

まず初めに、提案理由と少しダブるところもありますが、本条例の制定の必要性につきまして説明させていただきます。本年4月1日より行政サービスの向上と効率的、効果的な行財政運営を図るため、組織機構の見直しを予定しております。この見直しのなかで、海山総合支所につきましては紀北町役場本庁に包括する予定であります。また昨年改正され、本年4月1日より施行されます地方自治法の改正によりまして、事務吏員が職員に改正されました。

これらの改正によりまして、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、旧両町で協議決定されておりました地域自治区の設置に関する協議書を改正する必要性が生じ、その協議書を改正するためには合併特例法の規定によりまして、その協議書に定められた事項を変更する条例の制定が必要となりましたので、上程をさせていただいたものであります。

協定書の改正点でございますが、33ページをご覧ください。

地域自治区の設置に関する協議書の新旧対照表でございます。先ほど説明させていただきましたとおり、組織機構の見直しによりまして、第3条の表の名称のところではありますが、紀北町海山総合支所を紀北町役場に、第4条では地方自治法の改正によりまして、吏員がなくなり職員となりましたので、事務吏員を職員にそれぞれ変更しようとするものでありまして、また、この条例につきましては4月1日から施行するというものでございます。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第10号の内容説明をいたします。

議案書の34ページをご覧ください。

議案第10号

紀北町副町長提出条例

紀北町副町長定数条例を別紙のとおり制定する。

平成19年3月7日提出

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、本条例を制定する必要が生じたためであります。

このことにつきましては昨年に改正され、本年4月1日から施行されます地方自治法の改正によりまして助役が副町長となり、また副町長の定数は条例で定めるということになりましたので、その定数を1人とする条例を制定するものであります。

35ページをご覧ください。新条例でありますので朗読いたします。

紀北町副町長定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を1人とする。

附則 この条例は、平成19年4月1日から施行するというものであります。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第12号の内容説明をいたします。

38ページをご覧ください。

議案第12号

紀北町行政組織条例の一部を改正する条例

紀北町行政組織条例（平成17年紀北町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

行政サービスの向上と効果的な行財政運営を図るにあたり、現行の事務分掌を再編する必要が生じたため、本条例の一部を改正するというものでございます。

組織機構につきましては、議案第9号のところでも若干触れさせていただきました。合併して1年4ヵ月経とうとしており、また先ほど企画課長より説明させていただきましたように、本年4月1日から議会の議決をいただいたうえではございますが、本町の向こう10年間の行政運営の指針となります第1次の紀北町長期総合計画基本構想が定められ、この基本構想に基づき前期5ヵ年間の基本計画も同時に定められ、紀北町として総合的かつ計画的な行財政運営の取り組みがスタートいたします。

また、全国の他の自治体と同じように、財政的にも厳しい状況が今後も続くことが予想されるなかで、できるだけこれらに対応でき得る新たな組織機構を構築する必要があると判断して見直しを行ったものでございます。

見直し案でございますが、主なものとしまして4点の見直しを行っております。まず1点目は、本庁に海山総合支所を包括し、本庁と紀伊長島総合支所にするというものであります。

2点目は、教育委員会におきまして現行の教育課の1課を学校教育課と生涯学習課の2課にするというものでございます。これは小中学校の耐震化や統合問題への対応、また昨年4月から県の教育事務所がなくなり、教職員の人事など市町村の教育委員会への業務の移譲がなされましたので、これらに対処するため体制の強化を図るものであり、あわせて生涯学習課につきましては団塊世代への対応などによりまして、生涯学習への充実を図る必要があるということで、係から課に昇格をさせました。一方、総務課、財政課など本町の各課につきましては、一部係の見直しを行っておりますが、課の見直しは行っておりません。

3点目は、紀伊長島総合支所〇〇課とせず、〇〇室として一部統合も行うものであります。なお、室長には副参事を配置する予定であります。

4点目は、老人ホーム赤羽寮、リサイクルセンター、クリーンセンターにつきましては事務の効率化を図るため、現在の総合支所の所管から本庁へ所管替えするというものであります。

以上の見直し案に基づきまして、本条例の関係条例規定などを改めるものでございます。現行の紀北町行政組織条例につきましては、総務課など町長部局の組織を規定したものでありまして、先ほど説明いたしましたように教育委員会以外の町長部局の見直しはありません。したがって、各課で行う事務分掌の改正だけとなります。なお、教育委員会の組織機構につきましては、紀北町教育委員会事務局組織規則で規定しておりますので、改正にあたりましては議会上程は行わず、教育委員会で規則の改正を行うこととなります。

少し長くなりましたが、町長部局の各課で行う事務分掌の改正部分ですが、40ページをご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

谷口房夫総務課長

続きまして議案第13号の内容説明をいたします。

42ページをご覧ください。

議案第13号

紀北町総合支所条例の一部を改正する条例

紀北町総合支所条例（平成17年紀北町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

効率的かつ効果的に行財政運営を行うにあたり、組織機構を簡素化する必要が生じたため、本条例の一部を改正するというものでございます。

組織機構の見直しの必要性、主な改正点につきましては、先ほどの議案第12号で説明いたしましたので、本条例の改正部分のみ新旧対照表でご説明いたします。

44ページをご覧ください。

本庁に海山総合支所を包括させるため、第2条の表中、海山総合支所に係る部分を削り、また第3条におきましても第1項を削るというものでございます。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第14号の内容説明をさせていただきます。

45ページをご覧ください。

議案第14号

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

人事院規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

47ページをご覧ください。

この度の人事院規則の改正によりまして、勤務時間中にとっておりました15分間の休憩時間がなくなりましたので、本条例の改正を行うものでありまして、第6条第1項では休憩時間をこれまでの45分から1時間に、第2項では職員の健康面、福祉面を考慮して45分から1時間未満にすることができるとしております。また第7条の休憩時間を削るというものであります。

この条例の施行にあたりましては、本年4月1日からとなりますが、附則の第2項にもありますように、交替制などで公務の運営に支障をきたすところにおきましては、これまでど

おりの休憩時間をとることができるとしております。

以上であります。現在、本町では8時30分から午後5時15分まで勤務をしておりますが、この間、午後12時から15分間休憩時間を、その後12時15分から午後1時までの45分間につきましては、休憩時間としてとっております。この改正後におきましては、午後12時から1時まで1時間の休憩時間を取り、その代わり15分間の休憩時間分を午後5時15分から5時30分までの勤務時間にしようとするものでございます。

以上で議案の内容説明を終わります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第15号の内容説明をいたします。

48ページをご覧ください。

議案第15号

紀北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

紀北町特別職報酬等審議会条例（平成17年紀北町条例第35号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正及び所掌事務の変更に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

50ページをご覧ください。

まず、第2条の改正ですが、地方自治法の改正によりまして助役が副町長に、また収入役につきましても一般職である会計管理者に改正されることに伴いまして、助役及び収入役を副町長に改めるというものであります。

また、これは地方自治法の改正によるものではないのですが、ただし書きとして2つの事項を追加しようとするものであります。1つ目は、あつてはずいことなんですが、職員の不祥事等に対して監督責任をとるなどの形で減額しようとする場合、また2つ目としてその他町長が政策的に必要と認める場合で、かつ相当の期間を定めて減額しようとするときでありまして、これらの場合は審議会の意見を聞かなくても町長においてできるようにしようとするものであります。

2つ目のその他町長が政策的に行う場合とは、どういうものを指すのかにつきましては、他の市町村長選挙等におきまして、首長が報酬のカットを公約に出馬をされるケースや、また財政の厳しいおり、自ら進んで減額をしようとするケースも見受けられますので、将来的にこれらに対処するためのものを指しますが、かつ自分の任期中の一定期間を定めて減額を行う場合ということで、非常に狭い範囲での取り扱いを想定いたしております。

この条例施行につきましては、本年4月1日から、また附則第2項におきましては、改正された地方自治法の附則第3条第1項では、本年4月1日以降、その任期中に限り従前の例により在職することができるという、収入役に関する経過措置がありますので、本条例におきましても附則で規定をさせていただいております。

以上で議案第15号の内容説明を終わります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第16号の内容説明をさせていただきます。

51ページをご覧ください。

議案第16号

紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀北町条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を決定するにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

本条例につきましては、去る1月16日、民間委員8名によります紀北町特別職報酬等審議会を立ち上げ、町長より諮問をした町長、助役、収入役、教育長及び教育委員会の委員など、特別職の職員で非常勤の方々の報酬の見直しにつきまして、1月31日、同審議会から答申をいただき、この答申を受けまして特別職の報酬の改正を行うものであります。改正後の額につきましては、答申を受けた額と同額となっております。

改正の内容ですが、新旧対照表でご説明いたします。

52ページと53ページをご覧ください。

52ページは新、53ページは旧でありまして、今回の改正では別表第1と別表第2を次のとおり改めるとしたため、全字句にアンダーラインが入っておりますが、実際、改正したところは別表第1では表の頭にあたります報酬及び費用弁償額表を報酬額表に、教育委員会の委員の金額を委員長月額3万円、委員2万2,000円を、委員長月額1万5,000円、委員1万円に改め、また選挙管理委員会の委員では年額委員長5万円、委員3万8,000円を、委員長月額6,000円、委員5,000円に、公平委員会の委員では月額委員長8,000円、委員7,000円を、委員長6,000円、委員5,000円に、固定資産評価委員会の委員では月額6,500円を5,000円に改めるといふものであります。

農業委員会の委員と監査委員につきましては、改正はいたしていません。

その他の委員につきましては、規則で額を定めることになっておりますが、定額となっている委員以外はおおむね月額6,000円を5,000円に統一するものであります。

別表第2につきましては、表の頭の報酬及び費用弁償額表を、報酬額表に改めるものであります。

本条例の施行につきましては、本年4月1日から行うものであります。

以上であります。

先ほどの53ページは新、54ページは旧であります。以上訂正させていただきます。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第17号の内容説明をいたします。

議案書の55ページをご覧ください。

議案第17号

紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正及び給料額等の改定に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

57ページをご覧ください。

まず、現行の条例名を地方自治法の改正により、助役が副町長に、収入役が一般職の会計管理者になったことから、紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例を、紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例に改め、また第1条におきましても助役及び収入役を、及び副町長に改めるものであります。

第2条の改正につきましては、先ほど説明させていただきました非常勤の特別職の報酬等の報酬額の改定と同じように、本年1月31日に紀北町特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、その答申どおりの給料月額と期末手当を支給するときの加算率の改正を行うものであります。

町長につきましては月額78万円を72万円に、助役につきましては61万円を57万円に、収入役につきましては地方自治法の改正によりまして削除をし、また第3条の改正では期末手当の加算率につきましても100分の15から100分の10にしようとするものであります。

本条例の施行につきましては本年4月1日から、また附則第2号におきましては経過措置として収入役が4月以降も在職する間は、第1条については町長、副町長及び収入役に読み替え、また改正後の第2条につきましては副町長月額57万円を、副町長月額57万円、収入役月額54万円とするものであります。

なお、収入役の給料月額につきましては、報酬等審議会からの答申のとおり現行の57万円を54万円に減額するというものであります。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第18号の内容説明をいたします。

58ページをご覧ください。

議案第18号

紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第41号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正及び給料額等の改定に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

60ページをご覧ください。

教育長の給料月額と期末手当の加算率の改正につきましても、特別職の報酬等審議会からの答申を受け改正するものでありまして、第2条の給料であります。現行の月額57万円を54万円に減額し、また第3条の期末手当の加算率を現行の100分の15から100分の10にしようとするものであります。第6条の改正では、地方自治法の改正に伴って行うもので、助役及び収入役を及び副町長に改めるものであります。

この条例の施行につきましては、本年4月1日から行うものであります。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第19号の内容説明をいたします。

61ページをご覧ください。

議案第19号

紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

63ページをご覧ください。

第13条の改正であります。これまでの扶養手当の支給にあたりましては、配偶者を除く扶養親族2人まではそれぞれ6,000円を、3人目以降につきましては1人につき5,000円を支給しておりましたが、今度の法律改正によりまして扶養親族1人につき6,000円が支給されることになりましたので、同様の改正を行うものであります。

また、第23条第2項の改正につきましては、これまでの法律では管理職手当につきましては、調整手当の規定を準用しておりましたが、今度の法律改正で管理職手当については条文化されましたので、同様の改正を行うものであります。

この条例の施行につきましては、本年4月1日から行うものでありまして、附則第2項から第4項までにつきましては、規則の委任など国の法律改正と同様になっております。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第20号の内容説明をいたします。

65ページをご覧ください。

議案第20号

紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成17年紀北町条例第45号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

行財政改革の実行等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためというものであります。

今度の行政改革の一貫として、県内及び片道100km以内の県外への出張に対する日当の廃止や、町内における実費弁償の廃止等により、本条例を改正するものでありまして、その改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

68ページをご覧ください。

まず、第2条のところですが、用語の定義は新たに設けることによって、より明確化を図ったというものであります。特に第4号では県内及び片道100km以内の県外の用務地を広域用務地として定義しております。

次に第2条を第3条に改め、さらには第2項に職員または職員以外の者が、証人、鑑定人、参考人、通訳等として出張した場合には旅費を支給する。また第3項に、これら以外に町費を支弁して出張させる場合は旅費を支給するというものを追加するものでありまして、現行条例では条文化しておりませんでした。今後このようなケースも考えられることから、条文化をしたものであります。

また、近隣市町村へのお出張旅費につきましては、現行条例では第3条で規定をしておりましたが、新たに町内及び広域用務地へのお出張の規定を第4条として条文化しましたので、69ページをご覧くださいなのですが、第4条として、町内の出張旅費は支給しない。また町

内を除く広域用務地につきましては、第1号で鉄道賃などの実費は支給する。第2号に宿泊料については宿泊料を定額の範囲内で実費を支給する。また第2項に、これらの費用のほか町内及び広域用務地への出張の実費は支給しないことを謳っております。

次の改正部分ですが、第4条を新たに追加することによりまして、第4条から71ページの第22条までと、別表の各条を1条ずつ繰り下げております。

次に69ページの改正後の第5条と、70ページの第12条第3号では、町長を任命権者としております。これは教育委員会、議会の職員が出張する場合はこの条例を準用することになっておりましたので明瞭化するため、任命権者といたしました。

第15条の車賃では、第2項に車賃の額は全路程を通算して計算する。第3項では通算した路程に1km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるという規定を追加して、より明瞭化を図っております。

第16条の日当のところでは、この度の行財政改革によりまして県内及び片道100km以内の県外、第2条の定義で広域用務地といたしました。ここへのお出張につきましては日当を支給しないといたしましたことによりまして、改正を行うものでございます。

71ページをご覧ください。

改正後の第19条では、町有の交通機関を公用の交通機関等に改めております。現在、他市町におきましても町有ではなく、公用という表現をいたしておりますので、これにあわせていただいたものでございます。

第20条では、町長を任命権者に改めております。

また、別表の備考のところでは大蔵省令を財務省令に改めております。

附則でございますが、この条例は本年4月1日から施行しますが、経過措置として施行前に出発した旅行については改正前の条例を適用するというものでございます。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第23号の内容説明をいたします。

82ページをご覧ください。

議案第23号

紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例

紀北町海岸国有地管理審議会条例（平成17年紀北町条例第143号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀北町海岸国有地管理審議会の所管課の変更に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

84ページをご覧ください。

第6条であります。現在、この審議会の庶務は総務課ではなく、財政課で行っておりますので、総務課から財政課に改めるものでございます。

また、この条例につきましては本年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第24号の内容説明をいたします。

85ページをご覧ください。

議案第24号

紀北町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例

紀北町地震災害警戒本部条例（平成17年紀北町条例第146号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

87ページをご覧ください。

第2条の改正ですが、地方自治法の改正によりまして助役が副町長に、収入役につきましては一般職の会計管理者となり、特別職ではなくなりましたので、副本部長から外し、町長と教育長の2人とするというものであります。

附則のところですが、本条例の施行につきましては本年4月1日から、また経過措置として収入役が4月1日以降も在職する間は、改正前の条例第2条を適用するが、助役については副町長とするというものであります。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第25号の内容説明をいたします。

88ページをご覧ください。

議案第25号

紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例

紀北町奨学金貸与条例（平成17年紀北町条例第 157号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

90ページをご覧ください。

第 4 条、第 6 条とも地方自治法の改正でありまして、助役を副町長に改めるものであります。

なお、本条例につきましては本年 4 月 1 日から施行するというものであります。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第27号の内容説明をいたします。

94ページをご覧ください。

議案第27号

紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業分担金徴収条例（平成17年紀北町条例第 177号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

96ページをご覧ください。

第3条であります。地方自治法の改正によりまして収入役が会計管理者となったことから、同様の改正を行うものであります。

附則のところですが、本条例の施行につきましては本年4月1日から、また経過措置として収入役が4月1日以降も在職する間は改正後の第3条の規定は適用せず、改正前の第3条を適用するというものであります。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第29号の内容説明をいたします。

99ページをご覧ください。

議案第29号

紀北広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、紀北広域連合規約（平成11年三重県指令紀北企第718号）を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴う会計管理者の設置及び職員の区分の改正等にあたり、同連合規約の一部を変更することについて協議する必要性が生じたためであります。

変更内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

101ページをご覧ください。

第11条では、副広域連合長1人及び収入役1人を、及び副広域連合長1人に改め、また第12条では、第4項を第13条では第2項をそれぞれ削るというものでございます。

一方、第14条の第1項に、広域連合に会計管理者1人を置くなど、これと関連した第2項、第3項あわせて追加するものであります。これらはいずれも地方自治法の改正によりまして、収入役を会計管理者に改めたことによるものでございます。

この第14条の追加によりまして、第14条から第18条までが1条ずつ繰り下がる変更を行うものであります。また改正後の第15条では、同じく地方自治法の改正によりまして、議員その他の職員を、職員に変更するというものでございます。

102ページでございますが、この規約は本年4月1日から施行するものであり、また経過

措置として関係市町の収入役は本年4月1日以降も在職する間は、変更前の規定を適用するというものでございます。

なお、構成団体との協議書案につきましては100ページでございます。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第30号の内容説明をいたします。

103ページをご覧ください。

議案第30号

三重紀北消防組合理約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重紀北消防組合理約（昭和46年三重県指令尾総第1号許可）を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴う会計管理者の設置にあたり、同組合理約の一部を変更することについて協議する必要性が生じたためであります。

変更内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

105ページをご覧ください。

第8条第1項では、副管理者1人及び収入役1人を、及び副管理者1人に改め、第3項の収入役は議会の議決を経て管理者が選任するを削るというものであります。

さらには第9条の第2項の収入役の任期は4年とするを削るというものであります。

一方、第10条に会計管理者の規定を追加するものでありまして、この追加によりまして、第10条から第14条までが1条ずつ繰り下がる変更を行うというものであります。これらはいずれも地方自治法の改正によりまして、収入役が会計管理者となったことによるものでございます。

附則のところですが、この規約は本年4月1日から施行するものであり、また106ページの経過措置にもありますように、関係市町の収入役が本年4月1日以降も在籍する間は、変更前の規定を適用するというものであります。

なお、構成団体との協議書案につきましては104ページでございます。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第31号の内容説明をいたします。

107ページをご覧ください。

議案第31号

三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、三重県自治会館組合規約（昭和62年三重県指令地第 885号）を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第 290条の規定により議会の議決を求める。

平成19年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴う会計管理者の設置及び職員の区分の改正等にあたり、同組合規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたためであります。

変更内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

109ページをご覧ください。

第 8 条の 2 として、会計管理者の規定を追加しております。また第 9 条では吏員その他の職員を職員に変更しております。これらはいずれも地方自治法の改正によりまして、会計管理者の規定が設けられたことによるもの等であります。

附則のところですが、この規約は三重県知事の許可の日から施行するというものでありまして、また構成団体との協議書案につきましては 108ページでございます。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第32号の内容説明をいたします。

110ページをご覧ください。

議案第32号

三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、平成19年 3 月31日をもって、三重県市町職員退職手当組合から尾鷲地区広域行政事務組合を脱退させるための協議をすることについて、同法第 290条の規定により議会の議決を求める。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

三重県市町職員退職手当組合を組織する尾鷲地区広域行政事務組合が、紀北広域連合と統合することに伴い、平成19年3月31日をもって当該事務組合を脱退することについて協議する必要が生じたためであります。

111ページをご覧ください。

構成団体との協議書でございます。三重県市町退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議書案でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成19年3月31日をもって三重県市町職員退職手当組合から尾鷲地区広域行政事務組合を脱退させるというものであります。

以上であります。

谷口房夫総務課長

続きまして議案第33号の内容説明をいたします。

112ページをご覧ください。

議案第33号

三重県市町職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重県市町職員退職手当組合同約（昭和37年三重県指令地第2529号許可）を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正による会計管理者の設置及び尾鷲地区広域行政事務組合の脱退に伴い、本規約の一部を改正する変更することについて協議をする必要が生じたためでございます。

変更内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

114ページをご覧ください。

第11条では会計管理者を追加、附則の第4項では助役、収入役を副町長に変更するものでありまして、これらはいずれも地方自治法の改正によるものであります。

別表では、市町村の一部事務組合を、市町の一部事務組合に変更しておりますが、これは平成の合併によりまして、現在、三重県には村が存在しておりませんので、これに伴う変更であります。

また、尾鷲地区広域行政事務組合につきましても、本年3月31日をもって解散となることから、構成団体から削るというものでございます。

附則であります。三重県知事の許可の日から施行し、変更後の規約の改正につきましても4月1日から適用すると、また経過措置として、津市の収入役が本年4月1日以降も在職する間は変更前の附則第4項が効力を有するが、助役については副町長とするというものでございます。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に塩崎福祉保健課長からの内容説明を求めます。

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

よろしくお願いいたします。

議案第11号についてご説明申し上げます。

議案書の36ページをお願いします。

議案第11号

紀北町災害援護資金償還事業基金条例

紀北町災害援護資金償還事業基金条例を別紙のとおり制定する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

災害援護資金の償還に必要な財源を確保し、事業の円滑な推進を図ることを目的とした災害援護資金償還事業基金を新たに設置するにあたり、地方自治法第241条第1項の規定により、本条例を制定するものでありまして、平成16年9月29日の豪雨災害に伴う災害援護資金貸付金の償還が3年間の据え置き期間を過ぎ、平成19年12月から始まりますが、その償還に関しては町が責任をもって県へ償還することになっています。償還するにあたり、年度をまたいだ償還になりますので、個人からの償還金を一時的に基金に積み立て、資金の管理を行うものであります。

それでは37ページをお願いします。

紀北町災害援護資金償還事業基金条例

第1条では、災害援護資金の償還に必要な財源を確保し、事業の推進を図るため、紀北町災害援護資金償還事業基金（以下「基金」という。）を設置するとして、設置に関して定めたものであります。

第2条では、基金への積み立てに関して定めたものであります。

第3条では、基金に属する現金の管理について定めたものであります。

第4条では、運用益の処理について定めたものであります。

第5条では、処分について定めたものであります。

第6条では、基金に属する現金の繰替運用について定めたものであります。

第7条委任では、基金の管理について必要な事項は、町長が定めるとしてあります。

附則 この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

議長

次に長野税務課長より内容説明を求めます。

長野税務課長。

長野季樹税務課長

よろしくをお願いします。

私のほうからは議案第21号から説明させていただきます。

73ページをお願いします。

議案第21号

紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正及び個人の町民税、固定資産税の納期前納付に係る報奨金交付の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

この改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表の75ページをお願いします。

ページの左側が新の改正後、右側が旧の改正前でございます。

第2条定義では、地方自治法の一部改正に伴い、町吏員を町職員と改めるものであります。

次に個人の町民税の納期前納付の報奨金交付、及び固定資産税の納期前納付の報奨金交付を廃止するにあたり、第42条第2項及び第70条の第2項をそれぞれ削除するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものであります。

この報奨金の交付は、年度当初の資金確保、納税者の納税意識の高揚による滞納防止等を目的として運用してまいりましたが、社会情勢も大きく変化し、今回も行財政改革の一環として経費節減を図る必要があること、また県下29市町中16市町がすでに廃止しており、津市以南では当町と紀宝町が交付しているのみであり、近隣市町の状況等も鑑み、納期前納付の報奨金交付を廃止するものいたしました。

以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

長野季樹税務課長

続きまして97ページをお願いいたします。

議案第28号

紀北町低開発地域工業開発地区の指定に伴う固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例

紀北町低開発地域工業開発地区の指定に伴う固定資産税の特例措置に関する条例（平成17年紀北町条例第73号）を別紙のとおり廃止する。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

低開発地域工業開発促進法に基づく制度が廃止されたことに伴い、本条例を廃止する必要性が生じたためというものであります。

この条例は、低開発地域工業開発促進法に基づいて、地域指定を受けた旧海山町地区に対して適用するものとして、製造業の用に供する設備を新設、または一定要件以上の設備等を増設した場合、土地家屋償却資産に係る固定資産税を3年間免除するものとして制定されたものでしたが、この制度が廃止されたことに伴い、この条例を平成19年3月31日をもって廃止するものです。

なお、今後につきましては紀北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例によりまして、これまでと同様の対応をすることとなります。

以上で、議案第28号の内容説明を終らせていただきます。

長野季樹税務課長

次に 115ページをお願いします。

議案第34号

三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、三重地方税管理回収機構規約（平成16年三重県指令地振第04-1021号）を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第 290条の規定により議会の議決を求める。

平成19年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴う会計管理者の設置及び職員の区分の改正等にあたり、同機構規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたためというものであります。

この内容につきましては、三重地方税管理回収機構の一部を改正する規約新旧対照表で、ご説明申し上げます。

新旧対照表の 117ページをご覧ください。

ページの左側が新の改正後、右側が旧の改正前でございます。

議会の組織、第 5 条第 2 項及び執行機関の組織第 8 条第 1 項、第 2 項は、地方自治法の改正により収入役を削り、第 8 条の 2 において新たに会計管理者を置く規定を定めております。

その内容につきましては第 1 項、機構に会計管理者 1 人を置く、第 2 項、会計管理者は管理者の補助機関である職員のうちから管理者が命ずる。第 3 項、管理者は会計管理者に事故がある場合において、必要があるときは管理者の補助機関である職員にその事務を代理させることができるというものであります。

次に執行機関の選任、第 9 条第 2 項を削除しております。

次に地方自治法の改正によりまして、第10条におきまして、吏員その他の職員を職員に改めております。

附則といたしまして、施行期日を三重県知事の許可の日から施行することと、収入役に関する経過措置を定めております。

各構成団体との協議書案につきましては 116ページにあります。

以上で、議案第34号の内容説明を終わります。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

議長

次に宮澤住民課長より内容説明を求めます。

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

では、どうぞよろしくお願いいたします。

76ページをお願いいたします。

議案第22号

紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第 103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

国民健康保険法施行令及び地方税法の一部改正に伴い、基礎賦課限度額等を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためということでございます。

それでは内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

78ページをお願いいたします。

第22条の基礎賦課額限度額につきましては、現在の53万円を56万円に引き上げようとするもので、これは中間所得層への過度な負担とならないよう所得の動向等を勘案し、見直しを行うもので、関係する第34条につきましても同様に改正するものでございます。

規則の一部改正につきましては、地方税法の改正によるものでございまして、第12項におきましては、附則第33条の3第1項の土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例が、附則第33条の3第5項と改められたことによるものでございます。

第13項におきましては、附則第34条第1項の長期譲渡所得に係る課税の特例が、附則第34条第4項と改められことによるものでございます。

第14項におきましては、附則第35条第1項の短期譲渡所得に係る課税の特例が、附則第35条第5項と、前項と同様に附則第34条第1項が、附則第34条第4項に改められたことによるものでございます。

第15項におきましては、附則第35条の2第1項の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例が、附則第35条の2第6項と改められたことによるものでございます。

（以下資料により詳細に説明）

議長

次に奥野教育課長より内容説明を求めます。

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

議案第26号をお願いいたします。91ページでございます。

紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例

紀北町郷土資料館条例（平成17年紀北町条例第 168号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀伊長島郷土資料館の移転による住所表記の変更及び業務形態の統一を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

紀伊長島郷土資料館につきましては、津波被害等から免れるために、紀伊長島区長島の松本地区から現在ございますが、紀伊長島体育館 2 階に移転いたしまして、去る平成18年12月 1 日から仮オープンしているところでございます。それに伴いまして住所表記の変更が必要となりましたので、今回は所在の変更と同時に休館日、開館時間につきましても海山資料館との整合性を図り、より親しまれる資料館をめざそうとするものでございます。よろしくお願いいたします。

それでは93ページの新旧対照表をご覧ください。

右欄の改正前条例と、左側が改正後の条例でございます。第 2 条の郷土資料館の名称及び位置のうち、改正前につきましては位置が紀北町紀伊長島区長島 854番地30、32の松本地区でございますが、ここから紀伊長島区長島2141番地の紀伊長島体育館の 2 階に移転したことにより、所在地を改正するものでございます。

次に第 4 条でございますが、紀伊長島資料館の休館日が従来毎週月・水・金、及び12月29日から翌年 1 月 3 日まででございましたが、海山郷土資料館と同様に、毎週月曜日、国民の祝日に関する法律に定める日及び 1 月 2 日、3 日、12月29日から31日までと改正いたします。

第 5 条では、開館時間が従来午前 9 時から午後 4 時までとしていたところでございますが、海山資料館にあわせまして午後 4 時30分までとするものでございます。

この改正によりまして、第 4 条及び第 5 条の第 1 項、第 2 項がそれぞれ第 1 項となり、第 3 項が第 2 項に繰り上がるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行いたします。よろしくお願いいたします。

議長

次に山本環境管理課長から内容説明を求めます。

山本環境管理課長

山本善久環境管理課長

よろしくお願いいたします。118ページをお願いいたします。

議案第35号

荷坂やすらぎ苑組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、荷坂やすらぎ苑組合規約（平成8年三重県指令市町村第399号）を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴う会計管理者の設置及び同組合経費の支弁方法を改めることに伴い、同組合規約の一部を変更することについて協議をする必要が生じたためでございます。

続きまして119ページから120ページは、規約の変更にかかる協議書案でございます。

内容につきましては、121ページから122ページの組合規約の新旧対照表により説明させていただきます。

まず、右側が現行の旧規約でございまして、左が変更後の新規約でございまして、下線部分に変更箇所がございます。まず地方自治法の改正に伴います執行機関の組織でございまして、第10条の第1項で、現行はこの組合に管理者及び副管理者、収入役、各1人を置くという部分を、変更後はこの組合に管理者及び副管理者各1人を置くに改めます。

次に第1項の次に第2項として、この組合に会計管理者1人を置くを加えます。また現行の第2項を第3項といたします。

続きまして第11条でございまして、第1項、現行は管理者、副管理者は関係町の長の互選によるとなっておりますところを、変更後は管理者及び副管理者は関係町の長の互選によるに改めます。

第2項といたしまして、現行、収入役は管理者の属する町の収入役をもって充てるとあり

ますのを、変更後は収入役とあるのを会計管理者に改めます。

また第3項では、現行、管理者、副管理者及び収入役の任期は、当該町における任期とするとありますのを、変更後は副管理者及び収入役とあるのを、及び副管理者に改めます。

続きまして経費の支弁の方法でございますけども、第12条でございます。現行、前項の分担金は次のとおりとするとありますのを、変更後は前項の分担金は別表のとおりとするに改め、附則の次に別表を設け、負担割合を明記いたします。

別表でございますけども、用地費は負担割合を均等割10割として、建設費及び維持管理費にかかる負担割合については均等割、利用割それぞれ5割とする。また別表に備考といたしまして1、均等割りは紀北町2分の1、大紀町2分の1とする。また備考の2に利用割は前々年4月から前年3月までの火葬件数（犬、猫を除く）を基準とするという部分でございます。

組合の負担金につきましては、これまでやすらぎ苑組合でいろいろ議論をいただきまして、今回の規約変更協議を重ねてまいりました。今回の変更に伴いまして建設費及び維持管理費にかかる負担割合については、現行は紀北町80%、大紀町の20%の負担割合となっておりますけども、平成19年度以降は前々年度の火葬利用件数から負担割合を算出することになりまして、平成19年度においては平成17年の利用件数から算出いたしまして、紀北町約64%、大紀町36%となる予定でございます。

続きまして122ページをお願いいたします。

附則でございますけども、附則の施行期日といたしまして、第1項、この規約は平成19年4月1日から施行する。

また、経過措置といたしまして第2項、変更前の第11条の規定により選任された収入役が、平成19年4月1日に現に在職するときは、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするというふうに加えます。

また、第3項では、前項の場合においては、変更後の第10条及び第11条の規定は適用せず、変更前の10条及び第11条の規定は、なおその効力を有するというものでございます。

規約の変更については以上でございます。

なお、現在、組合の管内は旧の紀伊長島町と、旧の大内山の管内のみでございますけども、今回の規約変更の後にですね、荷坂やすらぎ苑組合の3月定例会で施設の使用条例の改正案が上程される予定でございます。この条例案が可決されましたら4月1日より紀北町及び大紀町の全区域が荷坂やすらぎ苑組合の管内となる予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

次に広瀬産業振興課長の内容説明を求めます。

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

どうかよろしくお願ひいたします。

議案第36号についてご説明申し上げます。

議案書の 123ページをご覧ください。

議案第36号

東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、東紀州農業共済事務組合理約（平成12年三重県指令市町村1203号）を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第 290条の規定により議会の議決を求める。

平成19年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴う会計管理者の設置にあたり、同組合理約の一部を変更することについて協議する必要性が生じたため。

次に 124ページをご覧ください。

このページは、東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議書（案）でございまして、中段に東紀州農業共済事務組合の規約の一部を変更する規約を掲載してあります。

なお、変更部分の変更につきましては 125ページの新旧対照表にてご説明させていただきます。

右側が旧条例、左側が新条例でありまして、下線を引いてあります部分が改正部分であります。今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正によりまして収入役を廃止し、一般職の会計管理者を置くこととなったことに伴い、規約を改正しようとするものであります。

まず、旧条例第 9 条第 1 項で「組合に管理者 1 人、副管理者 2 人及び収入役 1 人を置く」となっておりましたが、改正後は「及び収入役 1 人」を削除し、第 2 項に組合に会計管理者 1 人を置くことと改めております。

旧条例第 9 条第 2 項では、新条例第 3 項に繰り下げております。

また、第10条第2項につきましても、旧条例で「収入役」とありました部分を、「会計管理者」に改めております。第3項につきましても、管理者等の任期の規定でございますが、改正後は「収入役」の部分を削除いたしております。

次に附則でございますが、第1項は施行期日を規定してございまして、この規約は平成19年4月1日から施行することとしております。

また、第2項におきましては収入役に関する経過措置の規定でございまして、現に在職している収入役につきましても、その任期中に限り、従前の例により在職することといたしております。

第3項では、第2項の規定により、収入役が在職する任期中は、変更後の第9条から第10条の規定は適用せず、変更前の規定とすることと定めております。

東紀州農業共済事務組合理約の一部を変更する協議について、ご承認いただきたく議案を上程するものであります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

広瀬栄紀産業振興課長

続きまして議案第37号についてご説明申し上げます。

議案書の126ページをご覧ください。

議案第37号

紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者の指定について
紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者を次のとおり指定する。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | お魚らんど海山 |
| 2 | 指定管理者 | 所在地 紀北町海山区船津 863番地 1
名 称 お魚らんど海山グループ
代表者 代表 山本 和 |
| 3 | 指定の期間 | 平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで |

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

同施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による、議会の議決が必要となったためでございます。

本議案につきましては、現在、指定管理者となっております、お魚らんど海山グループとの指定管理期間は平成19年3月末となっておりますが、当施設は高速道路取り付け道路の対象物件であります。しかし、この3月末までの移転交渉が終了しない見込みであることから、お魚らんど海山グループを指定管理者として、本年4月1日から9月30日までの間、延長期間とすることについてご承認していただきたく議案を上程するものでございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

広瀬栄紀産業振興課長

続きまして議案第38号についてご説明申し上げます。

議案書の127ページをご覧ください。

議案第38号

紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 紀北町森林公園オートキャンプ場 |
| 2 | 指定管理者 | 所在地 紀北町海山区相賀 480番地 115
名称 特定非営利活動法人ふるさと企画舎
代表者 理事長 田上 至 |
| 3 | 指定の期間 | 平成19年4月1日から
平成21年3月31日まで |

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

同施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による、議会の議決が必要となったためでございます。

本議案につきましては、紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の候補者を選定するにあたり、指定管理者の候補者選定委員会を2月20日に開催し、第2次審査の結果、特定非営利活動法人ふるさと企画舎が候補者として選定されました。当委員会の答申を受け検討の結果、ふるさと企画舎を指定管理者としてご承認していただきたく、議案を上程するものであります。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長

ここで暫時休憩いたします。

2時40分より再開いたします。

(午後 2時 25分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 40分)

議長

次に太田財政課長より内容説明を求めます。

太田財政課長。

太田哲生財政課長

補正予算の提案説明を行わせていただきます。

予算書をお願いいたします。

平成18年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の内容について説明いたします。

議案第39号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第3号)

平成18年度紀北町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,603万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,454万5,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用できる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び廃止並びに変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

それでは予算書の14ページをご覧ください。

歳入の主なところから説明させていただきます。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に宮澤住民課長の内容説明を求めます。

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

よろしく願いいたします。

129ページをお願いいたします。

それでは議案第40号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成18年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ939万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,776万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

宮澤清春住民課長

続きまして議案第41号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第3号)について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第3号)について、ご説明させていただきます。

平成18年度紀北町の老人保健特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,129万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,252万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に村島水道課長より内容説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

よろしくをお願いいたします。

議案の第42号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を説明させて

いただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度紀北町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,197万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

詳細を説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

（以下予算書により詳細に説明）

村島成幸水道課長

それでは続きまして議案第44号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成18年度紀北町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成18年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）（既決予定額）（補正予定額）（計）

（収入）第1款 水道事業収入3億5,202万8,000円から1,621万6,000円を減額し、3億3,581万2,000円にということで、内訳といたしましては1項 営業収益3億565万2,000円から1,132万1,000円を減額し、2億9,433万1,000円に、第2項 営業外収益313万2,000円から186万8,000円を減額し、126万4,000円に、第3項 簡易水道営業収益3,9

88万 4,000円から 2,900万円を減額し、3,698万 4,000円に、第4項 簡易水道営業外収益 336万円から12万 7,000円を減額し、323万 3,000円にするものでございます。

(支出) 第1款 水道事業費用 3億 5,050万 2,000円から 2,508万 3,000円を減額し、3億 2,541万 9,000円にしようとするものでございます。第1項 営業費用 2億 3,707万 2,000円から 1,992万 7,000円を減額し、2億 1,714万 5,000円に、第2項 営業外費用 6,530万 5,000円から 325万 4,000円を減額し、6,205万 1,000円に、第3項 簡易水道営業費用 4,159万 7,000円から 146万 6,000円を減額し、4,013万 1,000円に、第4項 簡易水道営業外費用 649万 8,000円から43万 6,000円を減額し、606万 2,000円にするものでございます。

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億 4,806万 5,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(収入) 第1款 資本的収入につきましては1億 4,625万 2,000円から 8,068万 8,000円を減額し、6,556万 4,000円に、第1項 負担金は 320万 1,000円に 268万 7,000円を増額し、588万 8,000円に、第2項 補助金は 355万 1,000円に12万 5,000円を増額し、367万 6,000円に、第3項 企業債は1億 3,950万円から 8,350万円を減額し、5,600万円にするものでございます。

(支出) 第1款 資本的支出につきましては、3億 3,016万 1,000円から 1,653万 2,000円を減額し、3億 1,362万 9,000円に、内訳といたしましては第1項 建設改良費 2億 3,323万 4,000円から 1,653万 2,000円を減額し、2億 1,670万 2,000円にするものでございます。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的、上水道改良事業費は補正前 6,000万円を、補正後 5,600万円に、十須簡易水道施設整備事業は、補正前 7,950万円を、補正後 0円にするものでございます。

合計といたしましては、補正前1億 3,950万円を、補正後 5,600万円に減額しようとするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中(1) 職員給与費「9,071万8,000円」を「7,735万9,000円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「734万9,000円」を「734万7,000円」に改める。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、17ページの補正予算第3号実施計画説明書で説明をさせていただきます。17ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に塩崎福祉保健課長の内容説明を求めます。

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

議案第43号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

それでは予算書の1ページをお願いします。

平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

平成18年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ587万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,080万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

それでは続きまして太田財政課長に内容説明を求めます。

太田財政課長。

太田哲生財政課長

平成19年度紀北町一般会計当初予算の内容について説明いたします。

予算書を願ひいたします。

議案第45号 平成19年度紀北町一般会計予算

平成19年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億 2,425万 4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、6億円と定める。

この最高額は地方債の収入が遅れることがありますので、歳入の町債を基準としております。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

続きまして歳入予算の主なところを説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

(以下予算書により詳細に説明)

会議時間の延長について

議長

ここで暫時休憩といたしたいと思いますが、残り日程まだ5件ございますので、会議規則第9条2項の規定により、あらかじめ本日の会議時間の延長を宣言いたします。

議長

40分まで休憩いたします。

(午後 4時 30分)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 40分)

議長

次に宮澤住民課長の内容説明を求めます。

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

それでは議案第46号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億 3,698万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

宮澤清春住民課長

続きまして議案第47号 平成19年度紀北町老人保健特別会計予算について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億 2,425万 8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に塩崎福祉保健課長の内容説明を求めます。

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

よろしく申し上げます。

それでは議案第49号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

平成19年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,816万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,600万円と定める。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

6ページのほうからお願いします。

歳入予算から説明させていただきます。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に村島水道課長の内容説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

議案第48号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計当初予算を説明させていただきます。予算書をお開きください。

1ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計予算

平成19年度紀北町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,169万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

村島成幸水道課長

続きまして議案第50号 平成19年度紀北町水道事業会計当初予算を説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|---|
| (1) | 給水戸数 | 7,876戸 |
| (2) | 年間総給水量 | 243万 7,000m ³ |
| (3) | 一日平均給水量 | 6,677m ³ |
| (4) | 主な建設改良事業 | 上水道(海野地区)配水管布設替事業 3,800万円
上水道(便ノ山地区)老朽管布設替事業 3,000万円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	第1款 水道事業収益	3億 3,907万 5,000円
	第1項 営業収益	2億 9,696万 7,000円
	第2項 営業外収益	60万 3,000円
	第3項 簡易水道営業収益	3,828万 8,000円
	第4項 簡易水道営業外収益	321万 7,000円

でございます。

支出	第1款 水道事業費用	3億 3,267万 1,000円
----	------------	------------------

第1項	営業費用	2億 1,558万 3,000円
第2項	営業外費用	6,440万 1,000円
第3項	簡易水道営業費用	4,665万 4,000円
第4項	簡易水道営業外費用	600万 3,000円
第5項	特別損失	3万円

でございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 9,868万 5,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

収入	第1款	資本的収入	4,961万円	
		第1項	負担金	4,070万 1,000円
		第2項	補助金	890万 9,000円
支出	第1款	資本的支出	2億 4,829万 5,000円	
		第1項	建設改良費	1億 4,822万 5,000円
		第2項	企業債償還金	1億 7万円

でございます。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項ですが、光ファイリングシステム賃貸借契約、期間は平成19年度から平成24年度まで、限度額は 409万 5,000円でございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,078万 1,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,014万 4,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800万円と定める。

平成19年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

詳細につきましては、22ページの予算実施計画説明書で説明させていただきます。

22ページをお願いいたします。

(書類の不備についての議事進行発言あり)

議長

議会事務局長。

中野直文議会事務局長

先般の会議のときに、新しい議案と差し替えをさせていただいたわけなんですけど、当日持ってなかった人が、また改めて持ってきていただくということで、2部持っておる人もあろうかと思います。

当日持っていなかった議員さんもございまして、回収してない部分があります。すみません。

議長

はい、どうぞ。

村島成幸水道課長

大変失礼しました。

それでは収入ですが、22ページよろしく申し上げます。

(以下予算実施計画書により詳細に説明)

議長

以上で議案の内容説明を終わります。

議長

お諮りします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

議案の質疑につきましては第2日目のとすることにし、本日はこれで散会したいと思います
すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

それでは今日は本当に長時間ご苦勞様でございました。

本日はこれで散会します。

(午後 5時 30分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 19年 6月 21日

紀北町議会議長

尾 上 壽 一

紀北町議会議員

東 澄 代

紀北町議会議員

松 永 征 也
